

社会福祉法人柏市社会福祉協議会沼南地域包括支援センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（以下「法」という。）に基づき、柏市が設置し、社会福祉法人柏市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が受託運営する沼南地域包括支援センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする。

(運営方針)

第3条 介護保険制度をはじめとする市の健康・介護・福祉行政の一翼をになう公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

2 地域住民の声を業務に反映させ、地域が抱える課題の解決に向けて柔軟な事業運営を行う。

3 配属する職員は主たる業務にかかわらず、常に情報を共有し、連携・協働体制を作り上げ、業務全体をチームアプローチによって進める。

(設置場所)

第4条 センターは、千葉県柏市風早一丁目2番地2沼南社会福祉センター内に置く。

2 千葉県柏市高柳一丁目6番地6ヤオコー柏高柳駅前店内3階にセンターのランチとして高柳相談窓口（以下「高柳窓口」という。）を置く。

(職員の職種及び職務内容)

第5条 センターに勤務する職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括するために、管理者を置く。

(2) 介護予防ケアマネジメント業務を主たる業務として行うために、保健師又は経験ある看護師を置く。

(3) 総合相談支援・権利擁護業務を主たる業務として行うために、社会福祉士を置く。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を主たる業務として行うために、主任介護支援専門員を置く。

(5) 第1号介護予防支援事業を主たる業務として行うために、保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置く。

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事務を処理する職員を置くことができる。

(開所日、開所時間及び休日)

第6条 センターの開所日及び開所時間は、月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。但し、高柳窓口においては、午前8時30分から午前9時00分までは、電話相談のみとする。

2 センターの休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) 高柳相談窓口においては、ヤオコー柏高柳駅前店の休業日

3 休日及び夜間の緊急時の対応については、社会資源を十分に活用し、市や関連機関と協力して対応できる体制を整備する。

(対象者)

第7条 センターの対象者は、要援護高齢者等及びその支援者とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常事業の実施地域は、沼南圏域とする。

(業務内容)

第9条 センターは、柏市からの業務委託仕様書に基づき次の事業を行う。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号）
- (2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）
- (3) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
- (4) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
- (6) 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- (7) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- (8) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
- (9) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）
- (10) 認知症高齢者見守り事業
- (11) 認知症サポーター等養成事業
- (12) その他柏市が委託仕様書に掲げる事業

2 センターに、指定介護予防支援事業所（法第115条の22第1項）を併設し、指定介護予防支援事業（法第8条の2第16項）を実施する。

(感染症等の予防及びまん延の防止に関する事項)

第10条 センター及び指定介護予防支援事業所（以下、「センター等」という。）は、感染症が発生し、又はまん延しないように防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する会議を定期的を開催する。
- (2) 感染症等の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) センター等職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(虐待防止に関する事項)

第11条 センター等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する会議を定期的開催するとともに、その結果について、センター等職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) センター等職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(事業の委託)

第12条 センターは、法第115条の23第3項の規定により、前条第1項第1号及び

第2項の事業の一部を指定居宅介護予防事業者に委託することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、第4条第2項の規定については、令和2年4月1日に遡って適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。